

(案)



**NATIONAL REPORT ON THE IMPLEMENTATION
OF THE RAMSAR CONVENTION ON WETLANDS**

ラムサール条約国別報告書

**National Reports to be submitted to the 12th Meeting
of the Conference of the Contracting Parties,
Uruguay, 2015**

この国別報告書は、**2015**年にウルグアイにて開催
される**第12回**締約国会議で提出すること。

Please submit the completed National Report in Microsoft Word format (.doc, 97-2003), as an electronic file (not a printed copy) and preferably by e-mail, to Alexia Dufour, Regional Affairs Officer, Ramsar Secretariat (dufour@ramsar.org) by **1 September 2014**.

記入済みの国別報告書は、マイクロソフト社の Word 形式で電子ファイル化し、
2014年9月1日までにラムサール条約事務局、地域オフィサーである
Alexia Dufour 女史宛に提出すること。

**SECTION 2: GENERAL SUMMARY OF NATIONAL IMPLEMENTATION
PROGRESS AND CHALLENGES**

セクション 2 : 国内実施に係る進展及び課題の概要

REMINDER: Please do not use double quote marks “ ”: use single quotes ‘ ’ instead.

注記：回答欄にはダブル・クォーテーションマーク “ ” は使用せず、代わりにシングル・クォーテーションマーク ‘ ’ を使用すること。

In your country, in the past triennium (i.e., since COP11 reporting):

過去 3 年で（第 11 回締約国会議報告以降）

A. What have been the five most successful aspects of implementation of the Convention?

条約の履行上、最も大きな成果は何か（5 つ記載）。

- 1) 第 11 回締約国会議において新規に登録した 6 箇所のラムサール条約湿地を中心として、自主的な湿地保全・ワイズユースのための取り組みが進んだ。
- 2) 第 11 回締約国会議において新規に登録した 6 箇所のラムサール条約湿地を中心として、全国・地方・地元レベルのネットワークの形成・拡大が進んだ。
- 3) いくつかの湿地で、ラムサール条約への登録を目指して、国内法による保全措置を講じる準備が進んだ。
- 4) 湿地の保全に係る継続的な普及啓発の取組に加えて、国内の湿地が有する経済的な価値を評価・公表したことにより、湿地の重要性についての普及が進んだ。
- 5) いくつかのラムサール条約湿地の周辺水田において、「ふゆみずたんぼ」など水田決議（Res.X31）を受けた生物多様性保全に配慮した取組が推進された。

B. What have been the five greatest difficulties in implementing the Convention?

条約の履行上、最も困難を極めたことは何か（5 つ記載）。

- 1) いくつかの湿地において、湿地や湿地をとりまく生物と、人々の生活との間に軋轢があり、ワイズユースを進めることが困難だった。
- 2) 当該湿地の生物多様性に影響を及ぼすおそれのある人為的干渉に該当する計画が進んだ湿地がある。
- 3) いくつかの湿地において、効果的な外来生物の防除が困難だった。
- 4) いくつかの湿地において、青潮の発生等当該湿地に負の影響をもたらす自然現象が発生した。
- 5) 湿地の保全及びワイズユース等条約の理念についての一層の普及啓発。

C. What are the five priorities for future implementation of the Convention?

今後の条約の履行のための優先事項は何か（5 つ記載）。

- 1) ラムサール条約への登録によって、地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地の登録を推進する。
- 2) 地域の理解と協力を前提として、必要なラムサール条約湿地の区域の拡張を図る。
- 3) ラムサール条約湿地の RIS の更新を進める。
- 4) 関係する地方自治体や地域住民、NGO、専門家などと連携しつつ、ラムサール条約湿地に関するモニタリング調査や情報整備、湿地の再生などの取組を進める。
- 5) ラムサール条約湿地の保全とワイズユースのための計画策定の支援や、ワイズユースの事例紹介、普及啓発などを通じて、各ラムサール条約湿地の風土や文化を活かした保全とワイズユースを推進する。

D. Do you (AA) have any recommendations concerning implementation assistance from the Ramsar Secretariat?

ラムサール条約事務局による（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。

特にない。

E. Do you (AA) have any recommendations concerning implementation assistance from the Convention's International Organisation Partners (IOPs)? (including ongoing partnerships and partnerships to develop)

ラムサール条約の国際団体パートナー（現行の又は構築される予定のパートナーシップを含む。）からの（条約の）履行に係る支援に関し、提言事項はあるか。

特にない。

F. How can national implementation of the Ramsar Convention be better linked with implementation of other multilateral environmental agreements (MEAs), especially those in the 'biodiversity cluster' (Ramsar, Convention on Biological Diversity (CBD), Convention on Migratory Species (CMS), CITES, and World Heritage Convention), and UNCCD and UNFCCC?

国内のラムサール条約の履行は、多国間環境協定、特に生物多様性関連（生物多様性条約、ボン条約、ワシントン条約、世界遺産条約）並びに砂漠化対処条約及び国連気候変動枠組み条約の履行と、どのようにうまく関係づけられるか。

CBD に基づく生物多様性国家戦略において、C に記載した内容を含むラムサール条約履行推進の考え方を記載し、国家湿地政策として位置づけている。

G. How can implementation of the Ramsar Convention be better linked with the implementation of water policy/strategy and other strategies in the country (e.g., on sustainable development, energy, extractive industries, poverty reduction, sanitation, food security, biodiversity)?

国内のラムサール条約の履行は、国家の水政策・戦略やその他の戦略（例、持続可能な開発、エネルギー、資源採掘産業、貧困撲滅、衛生、食料保障、生物多様性）と、どのようにうまく関連づけられるか。

海洋生物多様性保全戦略（2011年3月策定）では、ラムサール条約の対象となる干潟、藻場、サンゴ礁を含む海洋生態系の生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的としている。

海洋基本計画（2013年4月閣議決定）では、施策の方向性の一つとして、海洋生物多様性保全戦略及び生物多様性国家戦略に従い、海洋生物多様性の保全を着実に推進することを掲げている。

H. Do you (AA) have any other general comments on the implementation of the Convention?
条約の履行に関して、その他の一般的なコメントがあるか。

世界的にラムサール条約湿地の保全及び管理の質的な向上を図っていくことが重要。

I. Please list the names of the organisations which have been consulted on or have contributed to the information provided in this report: この報告書作成にあたり、情報収集の相談をしたか、又は情報の収集を行った機関があれば列挙。


外務省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、経済産業省、厚生労働省、内閣官房。
また、広く意見を募集するため、7月〇日～〇日までの2週間パブリックコメントを実施した。

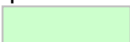
SECTION 3: INDICATOR QUESTIONS AND FURTHER IMPLEMENTATION INFORMATION

セクション 3 : 指標質問及び実施に関する追加情報

REMINDER: Guidance for completing this section

このセクションの記入の仕方

- For each 'indicator question', please select one answer from the 'drop-down' list in the yellow box. 

各指標質問には、黄色部分のドロップダウンリストの中から該当する1つの回答を選択する。
- If you wish to add any additional information on a specific indicator, please provide this information in the green 'free-text' boxes below the indicator questions. 

個別指標に関する追加情報を加えたい場合には、指標質問の下にある緑の記入欄に情報を書き入れる。
- If you wish to amend any of the text you have put in a green 'free-text' box, you should cut and paste the existing text into a separate file, make the amendments, and then cut and paste the revised text back into the green box.

緑色の記入欄に一度書き入れた内容を修正したい場合は、元のテキストを別のファイルにカット&ペーストし、修正を行い、緑色の記入欄に修正後の内容をカット&ペーストする。
- Some characters used in the free text box prevent the automatic data entry into our database National Reports. For that reason, **please do not use double quote marks “ ” in the free text boxes. Use single quotes ‘ ’. Text in the ‘free text’ boxes should be simple text only: they cannot accept formatting, colours or objects such as tables and images.**

自由記入欄で用いられるいくつかの記号は、国別報告書のデータベースへの自動入力の際に反映させることができない。そのため、自由記入欄ではダブル・クォーテーションマーク “ ” を使用せず、シングル・クォーテーションマーク ‘ ’ を使用すること。自由記入欄では簡易テキストのみとすること。（フォーマットされたものや、色づけされたもの、表や画像などのオブジェクトが添付されたものは受け付けられない。）
- To help Contracting Parties refer to relevant information they provided in their National Report to COP11, for each appropriate indicator a cross-reference is provided to the equivalent indicator(s) in the COP11 NRF, shown thus: {x.x.x}

締約国が第11回締約国会議の国別報告書に記載した関連情報を参照しやすいように、各指標について、第11回締約国会議の国別報告書における同様の指標の参照箇所を{x.x.x}の形式で示す。
- Where appropriate, a cross-reference is also provided to the relevant Key Result Area (KRA) relating to Contracting Parties implementation in the Strategic Plan 2009-2015.

必要に応じ、2009-2015年戦略計画における締約国の実施に関係する関連主要成果領域 Key Result Area (KRA)の番号を相互参照として示す。
- Only Strategic Plan 2009-2015 Strategies and KRAs for which there are significant implementation actions for Contracting Parties are included in this reporting format; those parts of the Strategic Plan that do not refer directly to Parties are omitted.

この報告書に含まれるのは、2009-2015年戦略計画の戦略及びKRAsに含まれる締約国の主要な実施工動のみである。なお、締約国に直接言及しないものは省かれている。

GOAL 1. THE WISE USE OF WETLANDS

目標 1. 湿地の賢明な利用

STRATEGY 1.1 Wetland inventory and assessment. *Describe, assess and monitor the extent and condition of all types of wetlands as defined by the Ramsar Convention and wetland resources at relevant scales, in order to inform and underpin implementation of the Convention, in particular in the application of its provisions concerning the wise use of all wetlands.*

戦略 1.1 湿地目録と評価。特に全ての湿地の賢明な利用に関する条約の規定の適用に係る条約の履行状況について情報提供し履行を進めるために、ラムサール条約で定義する全てのタイプの湿地及び関連する規模の湿地資源の範囲及び状態について、記載し、評価し、及びモニタリングを行う。

1.1.1 Does your country have a comprehensive National Wetland Inventory? {1.1.1} KRA 1.1.i

貴国において包括的な国家湿地目録があるか？

A - Yes

1.1.1 Additional information:

追加情報

生物多様性保全の観点から重要な湿地を選定した日本の重要湿地 500 を 2002 年に策定している。本重要湿地 500 については、現在見直しを行っているところであり、2015 年 3 月までに見直しが完了する予定である。この他、ラムサール条約湿地潜在候補地のリストや、自然環境保全基礎調査による湿地調査報告書、河川調査報告書、浅海域（藻場・干潟）調査報告書がある。

1.1.2 Is wetland inventory data and information maintained and made accessible to all stakeholders? {1.1.2} KRA 1.1.ii

湿地目録のデータと情報は維持され、全ての利害関係者が利用出来るようになっているか？

A - Yes

1.1.2 Additional information:

追加情報

HP にて広く一般に公開されている。

1.1.3 Has the condition* of wetlands in your country, overall, changed since the last triennium? {1.1.3}

過去 3 年で、全体的に湿地の状態*は変化したか。

a) Ramsar Sites

ラムサール条約湿地

b) wetlands generally

湿地全体

Please comment on the sources of the information on which your answer is based in the green free- text box below. If there is a difference between inland and coastal wetland situations, please describe. If you are able to, please describe the principal driver(s) of the change(s).

* 'Condition' corresponds to ecological character, as defined by the Convention

下記緑色の記入欄に回答の根拠となる情報源についてコメントすること。

内陸湿地、沿岸湿地で立地条件が違う場合は説明を記載する。可能なら変化の主要な要因も記入する。

* “状態”とは、条約で定義する生態学的特徴に相当する。

a) No change

b) No change

1.1.3 Additional information on a) and/or b):

追加情報

全国 1000 ヶ所程度で基礎的環境情報の収集を長期的に継続して行う事業である「モニタリングサイト 1000」により、一部の湿地（湖沼・湿原・磯・干潟・アマモ場・藻場・サンゴ礁）で定量的及び定性的な調査を行っており、この 3 年間では大きな変化は見られない。また、2011 年の東日本大震災の被災地において、沿岸地域の地盤沈下や干潟の消失、水田への海水やがれきの流入などにより、湿地の状況が大きく変化した。2012 年から干潟、アマモ場、藻場などの湿地で動植物のモニタリングや分布情報の把握を行っており、大きな被害を受けた干潟が元の形状に戻り底生生物が増加したり、津波により流出したアマモ場に新たに実生が発生しているのを確認している（これら被災地においては、a)、b)ともに、States improved。その他の湿地（a、bとも）については、No change。）。

STRATEGY 1.3 Policy, legislation and institutions. *Develop and implement policies, legislation, and practices, including growth and development of appropriate institutions, in all Contracting Parties, to ensure that the wise use provisions of the Convention are being effectively applied.*

戦略 1.3 政策、立法、制度

条約の賢明な利用条項が効果的に適用されるよう、全ての締約国において、適切な行政機構の増強も含めて、政策や立法、施策を策定し実施する。

1.3.1 Is a National Wetland Policy (or equivalent instrument) in place? {1.3.1} KRA 1.3.i

国家湿地政策（または相当するもの）があるか。

(If 'Yes', please give the title and date of the policy in the green text box)

（「はい」と回答した場合、下記追加情報欄に政策名と制定日時を記入すること。

A - Yes

1.3.1 Additional information:

追加情報

2012年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。

1.3.2 Have wetland issues been incorporated into other national strategies and planning processes, including:

湿地に係る事項は、次のものを含む他の国家戦略や計画過程に組み込まれているか。

a) Poverty eradication strategies

貧困撲滅戦略

b) Water resource management and water efficiency plans

水資源管理と水利用効率化計画

c) Coastal and marine resource management plans

沿岸域及び海洋域資源管理計画

d) National forest programmes

全国森林プログラム

e) National strategies for sustainable development

持続可能な開発のための国家戦略

f) National policies or measures on agriculture

農業に関する政策又は措置

g) National Biodiversity Strategy and Action Plans drawn up under the CBD {1.3.3} KRA 1.3.i

生物多様性条約の下で策定された生物多様性国家戦略及び行動計画

a) Not applicable

b) Yes

c) Yes

d) Yes

e) Not applicable

f) Yes

g) Yes

1.3.2 Additional information:

追加情報

b) 河川整備計画において河川を含む湿地に係る事項が組み込まれている。

c) サンゴ礁生態系保全行動計画において、サンゴ礁生態系の保全及び持続可能な利用の促進、地域社会の持続的な発展に向けた具体的な施策を記述している。また、海洋生物多様性保全戦略において、沿岸域の特性を踏まえ、対策を推進する必要性について記述している。

d) 森林・林業基本計画において、溪畔林など水辺森林の保全・管理を進めることを規定している。また、全国森林計画において、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することを規定している。

国有林野の管理経営に関する基本計画において、原始的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する湿地を含む森林については、厳格な保全・管理を行う保護林に設定すること等を規定している。g) 2012年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2012-2020」における湿地に係る記載を国家湿地政策として位置づけている。

<p>1.3.3 Are Strategic Environmental Assessment practices applied when reviewing policies, programmes and plans that may impact upon wetlands? {1.3.4} KRA 1.3.ii</p> <p>湿地に影響を及ぼし得る政策、事業及び計画を見直す際に、戦略的環境影響評価手法を適用しているか。</p>	C - Partly
<p>1.3.3 Additional information:</p> <p>追加情報</p> <p>2013年4月から、環境影響評価法の改正に伴い、環境影響評価法の対象となる事業については、事業の位置・規模等の検討段階から環境配慮を検討することが求められることとなった。</p>	
<p>1.3.4 Are Environmental Impact Assessments made for any development projects (such as new buildings, new roads, extractive industry) that may affect wetlands,? {1.3.5} KRA 1.3.iii</p> <p>湿地に影響を及ぼし得る開発事業（建造物や道路の新設、資源採掘産業等）に際して環境影響評価はなされているか。</p>	C - In some cases
<p>1.3.4 Additional information:</p> <p>追加情報</p> <p>一定の規模を超える発電所や鉄道等の新設に当たっては、近接する湿地への影響を含めて、事業者により事前に環境影響評価が行われている。</p>	
<p>1.3.5 Have any amendments to existing legislation been made to reflect Ramsar commitments? {1.3.6}</p> <p>ラムサール条約上の責務に対応するため、現行法の改正がなされたか。</p>	a. B - No
<p>1.3.5 Additional information:</p> <p>追加情報</p>	

STRATEGY 1.4: Cross-sectoral recognition of wetland services. *Increase recognition of and attention in decision-making to the significance of wetlands for reasons of biodiversity conservation, water supply, coastal protection, integrated coastal zone management, flood defence, climate change mitigation and/or adaptation, food security, poverty eradication, tourism, cultural heritage, and scientific research, by developing and disseminating methodologies to achieve wise use of wetlands.*

戦略 1.4 湿地の恩恵/サービスに関する部門横断的な認識。湿地の賢明な利用を達成するための方法論を開発し普及させることによって、生物多様性の保全、水供給、沿岸域の保護、統合沿岸域管理、洪水防御、気候変動の影響緩和や適応、食料保障、貧困撲滅、ツーリズム、文化遺産、科学研究などに果たす湿地の重要性について、認識を高め、政策決定の際にいっそうの注意をはらう。

<p>1.4.1 Has an assessment been made of the ecosystem benefits/services provided by Ramsar Sites? {1.4.1} KRA 1.4.ii ラムサール条約湿地からもたらされる生態系の恩恵/サービスについて評価を行ったか。</p>	<p>A - Yes</p>
<p>1.4.1 Additional information: 追加情報</p> <ul style="list-style-type: none"> • ラムサール条約湿地の漁業・農業・観光等の利用状況を取りまとめ、ワイズユースの普及啓発を図るパンフレットを作成・配布した。 • 2012年7月に新規登録した荒尾干潟について、アサリやノリ等の荒尾干潟のめぐみについての説明を含むパンフレットを作成・配布した。 • 蕪栗沼・周辺水田において取り組まれている「ふゆみずたんぼ」についてのパンフレットが2013年3月に更新された。 	
<p>1.4.2 Have wetland programmes or projects that contribute to poverty alleviation objectives or food and water security plans been implemented? {1.4.2} KRA 1.4.i 貧困緩和の目的又は食料と水の安全保障計画に貢献する湿地に係るプログラム及び/又は事業が実施されてきたか。</p>	<p>Z - Not applicable</p>
<p>1.4.2 Additional information: 追加情報</p> <p>.....</p>	
<p>1.4.3 Have socio-economic and cultural values of wetlands been included in the management planning for Ramsar Sites and other wetlands? {1.4.4} KRA 1.4.iii 湿地の社会経済学的又は文化的価値は、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画の中に盛り込まれているか。</p>	<p>C - Partly</p>
<p>1.4.3 Additional information (If 'Yes' or 'Partly', please indicate, if known, how many Ramsar Sites and their names): 追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合には、わかるようであれば、該当するラムサール条約湿地数及び湿地名を記載すること。）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 釧路湿原、蕪栗沼・周辺水田、中海などの管理計画の中で記述されている。 • 棚田・水辺・河川流域等の景観地域 43 件を重要文化的景観として選定し、文化的景観保存計画の中で、文化的価値の記述、価値継続のための方向性等を取りまとめた。 	

STRATEGY 1.5 Recognition of the role of the Convention. *Raise the profile of the Convention by highlighting its capacity as a unique mechanism for wetland ecosystem management at all levels; promote the usefulness of the Convention as a possible implementation mechanism to meet the goals and targets of other global conventions and processes.*

戦略 1.5 条約の役割の認識 湿地生態系を管理するための独自の仕組みである点を強調することによって、条約に関する認識を全てのレベルで高める。他の地球規模の条約や取組における目標達成のためにも有効な取組として条約を役立てていく

1.5.1 Since COP11, have you brought the 'Changwon Declaration' (Resolution X.3) to the attention of your:
第 11 回締約国会議以降、昌原宣言（決議 X.3）に注意を払うよう、下記の者に促したか。

- a. head of state
国家元首
- b. parliament
議会
- c. private sector
民間企業
- d. civil society
市民社会
{1.5.2}

a. B - No
b. B - No
c. B - No
d. B - No

1.5.1 Additional information:

追加情報

議会及び市民社会に対しては第 11 回締約国会議までに既に周知済み。

STRATEGY 1.6 Science-based management of wetlands. *Promote successful implementation of the wise use concept by ensuring that national policies and wetland management plans are based on the best available scientific knowledge, including technical and traditional knowledge.*

戦略 1.6 科学に根ざした湿地管理。技術的及び伝統的知識を含めた、最善の科学的知識に基づくものとするにより、賢明な利用概念の成功手法を促進させる。

1.6.1 Has research to inform wetland policies and plans been undertaken in your country on:

湿地政策及び計画に追加情報を与えるため、下記の事項に係る研究を行ったか。

- a. agriculture-wetland interactions
農業と湿地の相互作用
- b. climate change
気候変動
- c. valuation of ecosystem services {1.6.1} KRA 1.6.i
生態系サービスの評価

a. A - Yes
b. A - Yes
c. A - Yes

1.6.1 Additional information:

追加情報

- a に関して、農業者・市民・研究者により国内の「田んぼの生きもの調査」が継続して行われている。また NPO 法人の調査により水田には 5668 種の生きものが見つかったことが公表されている。更に、NGO 等を中心に韓国での調査結果との情報共有がなされている。加えて、水田を利用する渡り鳥や希少種が生息する蕪栗沼・周辺水田（マガン）・佐渡（トキ）・円山川下流域・周辺水田（コウノトリ）などにおいて水田を中心とした農業と湿地に関する知見が集積された。
(出典： 田んぼの生きもの全種リスト改訂版；農と自然の研究所)
- b に関して、環境省のもつ競争的研究資金である環境研究総合推進費を活用して、気候変動を考慮した湿地の研究が行われている。
- c に関して、環境省において国内の湿原及び干潟が有する経済的な価値の評価を行ったところ、その価値は年間約 1 兆 5000 億円と試算された。この結果は 2014 年 5 月に公表した。

1.6.2 Have all wetland management plans been based on sound scientific research, including research on potential threats to the wetlands? {1.6.2} KRA 1.6.ii

全ての湿地管理計画は、湿地への潜在的脅威に関する研究を含む十分な科学研究に基づいて策定されているか。

C - Partly

1.6.2 Additional information:

追加情報

.....

STRATEGY 1.7 Integrated Water Resources Management. *Ensure that policies and implementation of Integrated Water Resources Management (IWRM), applying an ecosystem-based approach, are included in the planning activities in all Contracting Parties and in their decision-making processes, particularly concerning groundwater management, catchment/river basin management, coastal and nearshore marine zone planning and climate change mitigation and/or adaptation activities.*

戦略 1.7 統合的水資源管理 (IWRM)。生態系に根ざしたアプローチを適応しつつ IWRM の政策と実施を、全ての締約国において計画策定や政策決定過程、特に、地下水管理、集水域、河川流域管理、沿岸域と沿岸近くの海域のゾーニング計画策定、気候変動の適応活動に影響緩和・適応の活動等に含める。

1.7.1 Do your country's water governance and management systems treat wetlands as natural water infrastructure integral to water resource management at the scale of river basins? {1.7.2} KRA 1.7.ii

貴国の水に係る政策及び管理システムは、流域単位での水資源管理に必要な不可欠な天然の水のインフラとして、湿地を取り扱っているか。

C - Partly

1.7.1 Additional information:

追加情報

<p>1.7.2 Have Communication, Education, Participation and Awareness (CEPA) expertise and tools been incorporated into catchment/river basin planning and management (see Resolution X.19)? {1.7.3}</p> <p>CEPA（広報、教育、参加、普及啓発）に係る専門的知識やツールは集水域や河川流域の計画及び管理に盛り込まれているか？（決議 X.19 参照）</p>	A - Yes
<p>1.7.2 Additional information: 追加情報</p> <p>釧路湿原をはじめとする河川、湿原、干潟等の湿地で実施されている自然再生推進法に基づき作成されたほとんどの自然再生事業実施計画には、環境教育の推進が盛り込まれている。</p>	
<p>1.7.3 Has your country established policies or guidelines for enhancing the role of wetlands in mitigating or adapting to climate change? {1.7.5} KRA 1.7.iii</p> <p>気候変動の影響緩和又は適応に果たす湿地の役割を強化するための政策や指針を確立したか。</p>	B - No
<p>1.7.3 Additional information: 追加情報</p>	
<p>1.7.4 Has your country formulated plans or projects to sustain and enhance the role of wetlands in supporting and maintaining viable farming systems? {1.7.6} KRA 1.7.v</p> <p>実行可能な農業システムを支え維持する湿地の役割を持続させ及び増強させるための計画や事業を策定したか。</p>	A - Yes
<p>1.7.4 Additional information: 追加情報</p> <p>決議 X.31 履行推進のために、NPO 法人が中心となり、田んぼの生物多様性向上 10 年プロジェクト行動計画 2013 を策定した。</p>	
<p>STRATEGY 1.8 Wetland restoration. <i>Identify priority wetlands and wetland systems where restoration or rehabilitation would be beneficial and yield long-term environmental, social or economic benefits, and implement the necessary measures to recover these sites and systems.</i></p> <p>戦略 1.8 湿地再生。湿地の再生や機能回復が有益で、長期にわたる環境的・社会的・経済的利益が得られる。優先度の高い湿地や湿地系を特定し、それらの回復に必要な施策を実施する。</p>	
<p>1.8.1 Have priority sites for wetland restoration been identified? {1.8.1} KRA 1.8.i</p> <p>自然再生の優先度の高い湿地は、特定されたか。</p>	A - Yes

1.8.1 Additional information:

追加情報

自然再生の優先度の高い湿地に関する調査を実施しており、引き続き検討を行う。

1.8.2 Have wetland restoration/rehabilitation programmes or projects been implemented? {1.8.2} KRA 1.8.i

湿地の再生/回復プログラムまたは事業は実施されたか。

A - Yes

1.8.2 Additional information:

追加情報

- 片野鴨池において鳥獣保護法に規定される保全事業を実施した。
- 釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼、三方五湖及び中海では、多様なステークホルダーにより構成される自然再生保全協議会において自然再生事業実施計画を策定し、これに基づき事業実施中。事業の具体例は次の通り。
 - ・ 釧路湿原では、旧川復元、湿地・湖沼再生、森林再生、土砂流入防止などを実施している。
 - ・ サロベツ原野では、上サロベツ湿原の乾燥化対策、湖沼への土砂流入と河川水質対策、泥炭採取跡地等の再生、砂丘林帯湖沼群の水位低下対策などを実施してきている。
 - ・ 伊豆沼・内沼では、水質改善に向けた取組（沈水植物育成繁殖、マコモ植栽、ハス・ヨシ刈り取り、在来魚貝類の増殖・移植、試験導水、水位調整）を実施中。このほか、オオクチバス防除事業も実施されている。
 - ・ 中海では自然の浄化機能が低下している現状を踏まえ、2010年より水質浄化効果の認められるアマモ藻場を造成し、自然の浄化機能による持続的な水質浄化が可能な環境の再生を図ろうとする中海自然浄化機能回復事業を実施。
- 奥日光の湿原では、増加したシカの対策（防鹿柵設置、捕獲等）、外来植物除去、遮水堰の設置、地下水のモニタリング、並びに水質改善のための窒素除去装置導入を実施。
- 尾瀬では尾瀬国立公園植生復元事業を実施中。
- 谷津干潟では2011年度から谷津干潟保全事業を実施中。また貧酸素、悪臭等の原因となっているアオサ除去作業を実施。
- 佐潟では底泥の潟外排出や水生植物の枯死体を回収するなど、地元住民による「佐潟クリーンアップ活動（現代版潟普請）」を実施。
- 仏沼では農林水産省事業によりポンプ場の改修を実施。
- 蕪栗沼・周辺水田では陸地化防止のためヨシの焼き払いのほか、NPOによるヨシペレット（燃料）製造機器の導入、ペレット製造、販路等の取組の実施を行っている。
- 化女沼では2011年度より民間企業のファンド助成金を活用しての外来魚駆除が実施されている。
- クッチャロ湖では、流入河川の一つで水質浄化対策を実施している。
- 金生水沼沢植物群落（国指定天然記念物）において、植物群落再生のために有識者も含めた保護増殖事業推進委員会を組織し、自然再生事業を実施している。地下水の供給による乾燥化の防止等により、湿原の復元を行っている。
- 漫湖では、鳥獣保護法に規定される保全事業により、人為的に植えられ拡大したマングローブ林の伐採及びその実生の除去等による干潟の復元を実施。また、外来生物ファイリマングースの防除を実施。

STRATEGY 1.9 Invasive alien species. *Encourage Contracting Parties to develop a national inventory of invasive alien species that currently and/or potentially impact the ecological character of wetlands, especially Ramsar Sites, and ensure mutual supportiveness between the national inventory and IUCN's Global Register on Invasive Species (GRIS); develop guidance and promote procedures and actions to prevent, control or eradicate such species in wetland systems.*

戦略 1.9 侵略的外来生物種。湿地、特にラムサール条約湿地の生態学的特徴に悪影響を及ぼしている、又はその可能性のある侵略的外来生物種の国内目録をつくり、その目録と IUCN の「地球規模侵入種登録簿 Global Register on Invasive Species (GRIS)」とが相互補完的になるよう締約国に奨励す

る。湿地系の侵略的外来生物種を予防、制御、根絶するための手引きを開発し、その手順や取組を進める。

1.9.1 Does your country have a comprehensive national inventory of invasive alien species that currently or potentially impact the ecological character of wetlands? {1.9.1} KRA 1.9.i

貴国は、現在、又は潜在的に湿地の生態学的特徴に強い影響を与えている侵略的外来生物種の包括的国別目録を有しているか。

A - Yes

1.9.1 Additional information:

追加情報

2004年6月に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」については、交雑種も規制できるようにする等の改正が2013年6月に行われた。同法に基づき、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして112（2014年9月現在）の「特定外来生物」を指定し、目録化している。また、法規制の対象となっていない種類も含めて、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを作成中である。これらの中には、生息・生育場所が湿地依存的な種が多数含まれる。

1.9.2 Have national policies or guidelines on invasive species control and management been established for wetlands?

{1.9.2} KR a 1.9.iii 湿地における侵略的外来生物種の防除及び管理に係る政策又は指針が策定されているか。

A - Yes

1.9.2 Additional information:

追加情報

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、外来生物法に基づく特定外来生物被害防止基本方針を策定しているほか、95の特定外来生物について国が行う防除の内容等を定めて公示している。
- ・これらに基づき、ラムサール条約湿地では、釧路湿原、伊豆沼・内沼、琵琶湖、藪牟田池において、国の事業として特定外来生物の効果的防除手法の検討や地域主体の防除体制の整備などの取組を行っている。

STRATEGY 1.10 Private sector. Promote the involvement of the private sector in the conservation and wise use of wetlands.

戦略 1.10 民間部門。湿地の保全と賢明な利用への民間部門の参画を促進する。

1.10.1 Is the private sector encouraged to apply the Ramsar wise use principle and guidance (Ramsar handbooks for the wise use of wetlands) in its activities and investments concerning wetlands? {1.10.1} KRA 1.10.i

民間セクターに対して、湿地に関する活動と投資を行うに際してラムサール条約の賢明な利用原則と手引き（ラムサール賢明な利用ハンドブック）を活用することを奨励したか。

B - No

1.10.1 Additional information:

追加情報

日本特有の事情等を鑑みると、手引きは必ずしも全てのケースにおいて活用できるものではない。

1.10.2 Has the private sector undertaken activities or actions for the wise use and management of:

民間セクターは下記の賢明な利用と管理に向け活動や行動を起こしているか。

a. A - Yes

b. A - Yes

a. Ramsar Sites

ラムサール湿地

b. Wetlands in general

湿地全体

{1.10.2} KRA 1.10.ii

1.10.2 Additional information:

追加情報

- ・ラムサール条約湿地及び湿地全体において民間企業の活動そのもの及び CSR の一環としての活動として、湿地の管理活動がなされている例は多くある。
- ・また、草の根レベルの NGO、地方自治体、民間セクターなどの協働が進んでいる。

STRATEGY 1.11: Incentive measures. *Promote incentive measures that encourage the application of the wise use provisions of the Convention.*

戦略 1.11 奨励措置。条約の賢明な利用条項の適用を奨励する措置を促進する。

1.11.1 Have actions been taken to implement incentive measures which encourage the conservation and wise use of wetlands?

{1.11.1} KRA 1.11.i

湿地の保全及び賢明な利用を奨励するインセンティブ措置を実施するための行動がとられたか。

A - Yes

1.11.1 Additional information:

追加情報

- ・渡り鳥やその他希少野生動植物種の生息に配慮した水田農業を行い、それらの水田で収穫された米をブランド化し通常よりも高い値段で販売する事例や、このような取組に対する支援措置が講じられている。この具体的な事例として、蕪栗沼・周辺水田では「ふゆみずたんぼ米」とブランド化された米の生産、販売がされており、地元の大崎市ではこれを支援している。
- ・生物多様性保全推進支援事業により、湿地を含む地域の生物多様性保全活動を支援している。

1.11.2 Have actions been taken to remove perverse incentive measures which discourage conservation and wise use of wetlands? {1.11.2} KRA 1.11.i

湿地の保全と賢明な利用に悪影響を及ぼす措置を排除する方策を講じたか。

A - Yes

1.11.2 Additional information:

追加情報

2015年3月までに完了する予定の日本の重要湿地500の見直しにより、我が国の保全上重要な湿地における将来生じ得る人為的干渉に対して配慮を促す。

GOAL 2. WETLANDS OF INTERNATIONAL IMPORTANCE

目標 2. 国際的に重要な湿地

Note: An optional Annex (Section 4) to this COP12 National Report Format is provided so that a Contracting Party, if it so wishes, can also provide additional information separately on each of its designated Wetlands of International Importance (Ramsar Sites).

注 この第 12 回締約国会議国別報告書のフォーマットの附属書 4 節（セクション 4）は、締約国が希望するならば、国際的に重要な各湿地（ラムサール湿地）に係る追加情報を別途提供することができる。

REMINDER: In 'free-text' boxes please do not use double quotes “ ”; use single quotes ‘ ’ instead. 注記：記載欄(回答欄)にダブル・クォーテーションマーク “ ” は使用しないこと。代わりにシングル・クォーテーションマーク ‘ ’ を使用して下さい。

STRATEGY 2.1 Ramsar Site designation. Apply the 'Strategic Framework and guidelines for the future development of the List of Wetlands of International Importance' (Handbook 14, 3rd edition).

戦略 2.1 ラムサール条約湿地の指定。条約の「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するために戦略的枠組み及びガイドライン」（ラムサールハンドブック第 14 巻 第 3 版）を適用する。

2.1.1 Have a national strategy and priorities been established for the further designation of Ramsar Sites, using the *Strategic Framework for the Ramsar List*? {2.1.1} KRA 2.1.i
ラムサール条約湿地リストのための戦略的枠組みを用いて、ラムサール条約湿地の追加的な登録のための国家戦略及び優先事項が確立されたか。

A - Yes

2.1.1 Additional information:
追加情報

国際的に重要な湿地の基準に見合うラムサール条約湿地潜在候補地のリストを 2010 年に作成している。

2.1.2 How many Ramsar Site designations are planned for the next triennium (2015-2018)? {2.1.4} KRA 2.1.iii
次の 3 年間（2015 年～2018 年）に何ヶ所のラムサール条約湿地の登録を計画しているか。

0 sites

2.1.2 Additional information (If possible, please indicate the name(s) of the Site(s) and anticipated year of designation):

追加情報（可能なら、湿地の名称と予約登録年を記載すること。）

国際的に重要な湿地の基準を満たすことが明らかであって、ラムサール条約への登録によって地域による保全等が円滑に推進されると考えられる湿地がある場合には、登録を検討する。

STRATEGY 2.2 Ramsar Site information. Ensure that the Ramsar Sites Information Service . . . is available and enhanced as a tool for guiding the further designation of wetlands for the List of Wetlands

of International Importance and for research and assessment, and is effectively managed by the Secretariat.

戦略 2.2 ラムサール条約湿地の情報。「ラムサール条約湿地データベース」を含んだ「ラムサール条約湿地情報サービス」が、さらなるラムサール条約湿地の選定を導くツールとして、また調査研究と評価のためのツールとして、利用可能であり増強されており、ならびにそれが条約事務局によって効果的に管理されている。

2.2.1 Are the Ramsar Sites Information Service and its tools being used in national identification of further Ramsar Sites to designate? {2.2.1} KRA 2.2.ii

ラムサール条約湿地データサービス及びそのツールは、追加的に登録すべきラムサール条約湿地を特定する際に利用されているか。

B - No

2.2.1 Additional information:

追加情報

.....

STRATEGY 2.3 Management planning - new Ramsar Sites. *While recognizing that Ramsar Site designation can act as a stimulus for development of effective site management plans, generally encourage the philosophy that all new Ramsar Sites should have effective management planning in place before designation, as well as resources for implementing such management.*

戦略 2.3 湿地管理計画策定-新たなラムサール条約湿地。ラムサール条約湿地指定が当該湿地の効力のある管理計画の策定の契機になりうることを認識しつつ、新たなラムサール条約湿地は全て、効果的な管理計画策定が指定以前に開始されているべきで、管理に必要な資源も確保しているべきである、という考え方を全般的に奨励する。

2.3.1 Have all sites being prepared for Ramsar designation (2.1.2 above) had adequate management planning processes established? {2.3.1} KRA 2.3.i

ラムサール条約への登録に向けて取り組んでいる全ての湿地 (2.1.2) において適切な管理計画づくりも同時に進行しているか。

A - Yes

2.3.1 Additional information:

追加情報

我が国では、対象となる湿地を国立・国定公園、国指定鳥獣保護区又は生息地等保護区に指定した上で、又は既にいずれかの保護地域に指定されている湿地について、ラムサール条約への登録を行っている。これらの保護地区の指定に際しては、湿地の保全管理に係る内容を含む自然公園の公園計画、鳥獣保護区の指定計画、生息地等保護区の保護に関する指針が策定される。なお、これらの計画は条約の「管理計画策定ガイドライン」に直接的に基づくものではない。但し、国指定鳥獣保護区管理計画の策定の際に同ガイドラインを活用した事例も一部ある。また、関係自治体等によりラムサール条約湿地に係る保全管理計画が策定されている事例もある。

STRATEGY 2.4 Ramsar Site ecological character. Maintain the ecological character of all designated Ramsar Sites, through planning and management.

戦略 2-4 ラムサール条約湿地の生態学的特徴 全てのラムサール条約湿地の生態学的特徴を、計画策定と管理を通じて、維持する。

2.4.1 How many Ramsar Sites have a management plan? {2.4.1} KRA 2.4.i 管理計画があるラムサール条約湿地数はいくつか。	46 sites
2.4.2 For how many of the Ramsar Sites with a management plan is the plan being implemented? {2.4.2} KRA 2.4.i 管理計画のあるラムサール条約湿地のうち、それが実施されている湿地数はいくつか。	46 sites
2.4.3 For how many Ramsar Sites is a management plan currently being prepared? {2.4.3} KRA 2.4.i 管理計画を現在準備している条約湿地数はいくつか。	0 sites
2.4.1 – 2.4.3 Additional information: 追加情報	
2.4.4 How many Ramsar Sites have a cross-sectoral management committee? {2.4.6} KRA 2.4.iv 分野横断的な管理委員会があるラムサール条約湿地の数はいくつか。	More than 15 sites

2.4.4 Additional information (If at least 1 site, please give the name and official number of the site or sites):

追加情報 (少なくとも1つの湿地について、その名称と公式番号を記入する)

釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼、中海における自然再生協議会の他、クッチャロ湖、濤沸湖、風蓮湖・春国岱、仏沼、佐潟、片野鴨池、蕪栗沼・周辺水田、渡良瀬遊水地、藤前干潟、琵琶湖、くじゅう坊ガツル・タデ湿原、漫湖において湿地保全のための協議会や委員会が設置されている。

また、各湿地の個別の協議会の他に、北海道ラムサールネットワークや釧路湿原ウェットランドセンターのような複数の条約湿地を包括する広域的連携組織も存在する。

2.4.5 For how many Ramsar Sites has an ecological character description been prepared? {2.4.7} KRA 2.4.v

生態学的特徴の記載がなされているラムサール条約湿地はいくつか。

46sites

2.4.5 Additional information (If at least 1 site, please give the name and official number of the site or sites):

追加情報 (少なくとも1つの湿地について、その名称と公式番号を記入する)

釧路湿原 (no.205) をはじめとして、全てのサイトについて記載されている。

STRATEGY 2.5 Ramsar Site management effectiveness. Review all existing Ramsar Sites to determine the effectiveness of management arrangements, in line with the 'Strategic Framework and guidelines for the future development of the List of Wetlands of International Importance'.

戦略 2-5 ラムサール条約湿地管理の効力。条約の「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」に沿って、全てのラムサール条約湿地について、管理のための取り決めに効果があるかないかを検討し総括する。

2.5.1 Have any assessments of the effectiveness of Ramsar Site management been made? {2.5.1} KRA 2.5.i

ラムサール条約湿地の管理の有効性についての評価は行われたか。

C - Some sites

2.5.1 Additional information (If 'Yes' or 'Some sites', please indicate the year of assessment and the source of the information):

追加情報 (「はい」又は「数カ所」の場合、評価の実施年及び情報の出所を記入のこと。)

国指定鳥獣保護区又は国立・国定公園に指定されているラムサール条約湿地については、鳥獣保護区の管理計画改定又は国立・国定公園の公園計画の点検の際に、必要に応じて行われている。

STRATEGY 2.6 Ramsar Site status. Monitor the condition of Ramsar Sites and address negative changes in their ecological character, notify the Ramsar Secretariat of changes affecting Ramsar Sites,

and apply the Montreux Record, if appropriate, and Ramsar Advisory Mission as tools to address problems.

戦略 2-6 ラムサール条約湿地の現状。ラムサール条約湿地の状態をモニタリングして、その生態学的特徴の悪化に対処し、条約事務局にラムサール条約湿地に影響を及ぼす変化を通達し、適切な場合には問題に対処するツールとして「モントルレコード」と「ラムサール諮問調査団」を適用する。

2.6.1 Are mechanisms in place for the Administrative Authority to be informed of negative human-induced changes or likely changes in the ecological character of Ramsar Sites, pursuant to Article 3.2? {2.6.1} KRA 2.6.i

人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化又はその恐れがあることについて、条約第3条2に従って管理当局に対して通達がなされる仕組みが整っているか。

A - Yes

2.6.1 Additional information (If 'Yes' or 'Some sites', please summarise the mechanism or mechanisms established):

追加情報（「はい」又は「数カ所」と回答した場合、構築されている仕組みを要約して記入のこと。）

各ラムサール条約湿地を管轄する地方環境事務所が管理当局に連絡する。また、生物多様性センターは、ラムサール条約湿地に限らず、湖沼、干潟、サンゴ礁などの湿地を対象に含む自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000の結果が出た際には管理当局に報告している。

2.6.2 Have all cases of negative human-induced change or likely change in the ecological character of Ramsar Sites been reported to the Ramsar Secretariat, pursuant to Article 3.2? {2.6.2} KRA 2.6.i

人為的活動によるラムサール条約湿地の生態学的特徴の悪化又はその恐れがある全ての事例について、条約第3条2に従って条約事務局に報告したか。

A - Yes

2.6.2 Additional information (If 'Yes' or 'Some cases', please indicate for which Ramsar Sites the Administrative Authority has made Article 3.2 reports to the Secretariat, and for which sites such reports of change or likely change have not yet been made):

追加情報（「はい」又は「数カ所」と回答した場合、管理当局が条約第3条2に規定する報告を条約事務局に対して行った条約湿地名、及び変化又は変化の可能性のあることについて当該報告を行っていない条約湿地名を明記すること。）

2012年7月に登録した中池見湿地（no.1551）において生態学的特徴が変化し得る事案があることについて情報提供済み。

2.6.3 If applicable, have actions been taken to address the issues for which Ramsar Sites have been listed on the Montreux Record, including requesting a Ramsar Advisory Mission? {2.6.3} KRA 2.6.ii

該当する場合に、ラムサール条約湿地がモントルーレコードに掲載される原因となった問題に対してラムサール諮問調査団に要請することを含め、方策を講じたか。

Z - Not applicable

2.6.3 Additional information (If 'Yes', please indicate the actions taken):

追加情報（「はい」と回答した場合は講じた方策を記入すること。）

日本国内のラムサール条約湿地はモントルーレコードに掲載されたことはない。

STRATEGY 2.7 Management of other internationally important wetlands. Appropriate management and wise use achieved for those internationally important wetlands that have not yet been formally designated as Ramsar Sites but have been identified through domestic application of the Strategic Framework or an equivalent process.

戦略 2-7 その他の国際的に重要な湿地の管理。まだ公式にラムサール条約湿地に指定されていないが、条約の「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」或いは同等のプロセスの国内での適用を通じて、ラムサール条約湿地の要件を満たしている国際的に重要な湿地について、その適切な管理と賢明な利用が達成されている。

2.7.1 Has the ecological character of internationally important wetlands not yet designated as Ramsar Sites been maintained? {2.7.1} KRA 2.7.i

ラムサール条約湿地に登録されていない国際的に重要な湿地の生態学的特徴は維持されているか。

C - Some sites

2.7.1 Additional information:

追加情報

- ・2011年に発生した東日本大震災の津波等の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部沿岸域において、干潟・アマモ場の消失や底生動物の減少などが生じている。一方、地盤沈下の影響により、新たに出現した湿地もあり、新たな生態系が形成されている。

GOAL 3. INTERNATIONAL COOPERATION

目標 3. 国際的な協力

Note: in 'free-text' boxes please do not use double quotes “ ”: use single quotes ‘ ’ instead.
 注記：記載欄(回答欄)にダブル・クォーテーションマーク “ ” は使用しないこと。代わりにシングル・クォーテーションマーク ‘ ’ を使用して下さい。

STRATEGY 3.1 Synergies and partnerships with MEAs and IGOs. *Work as partners with international and regional multilateral environmental agreements (MEAs) and other intergovernmental agencies (IGOs).*

戦略 3.1 多国間環境協定等との相乗作用とパートナーシップ 国際的ならびに、地域的な多国間環境協定 (MEAs) や他の政府間機関 (IGOs) とパートナーとして協働する。

3.1.1 Are the national focal points of other MEAs invited to participate in the National Ramsar/Wetland Committee?
 {3.1.2} KRAs 3.1.i & 3.1.iv

他の多国間環境協定の中央連絡先は、国内のラムサール条約/湿地に係る委員会への参加を招請されているか。

B - No

3.1.1 Additional information:

追加情報

3.1.2 Are mechanisms in place at the national level for collaboration between the Ramsar Administrative Authority and the focal points of UN and other global and regional bodies and agencies (e.g. UNEP, UNDP, WHO, FAO, UNECE, ITTO)? {3.1.3} KRA 3.1.iv

ラムサール条約の管理当局と、国連やその他の国際的又は地域的な主体及び機関（例：国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、世界保健機関(WHO)、食糧農業機関(FAO)、国連欧州経済委員会(UNECE)、国際熱帯木材機関(ITTO)等）の中央連絡先との連携のための国家レベルの仕組みがあるか。

C - Partly

3.1.2 Additional information:

追加情報

- ・条約の管理当局である環境省自然環境局野生生物課では、適宜、国連その他の諸機関の担当部局に必要な情報を提供・共有している。

STRATEGY 3.2 Regional initiatives. *Support existing regional arrangements under the Convention and promote additional arrangements.*

戦略 3-2 条約の地域イニシアティブ。条約の下での地域的取り決めにおいて、既存のものを支援し、追加のものを促進する。

3.2.1 Have you (AA) been involved in the development and implementation of a Regional Initiative under the framework of the Convention? {3.2.1} KRA 3.2.i

条約の枠組みの下にある地域イニシアティブの策定と実施に取り組んだか。

A - Yes

3.2.1 Additional information (If 'Yes' or 'Planned', please indicate the regional initiative(s) and the collaborating countries of each initiative):

追加情報（「はい」又は「計画中」と回答した場合、各地域イニシアティブの名称と協力国名を記入のこと）

東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの実施を推進している。

3.2.2 Has your country supported or participated in the development of other regional (i.e., covering more than one country) wetland training and research centres? {3.2.2}

他の地域的な（1カ国より多くの国をカバーするもの）湿地研修・研究センターの発展に関して支援又は参画したか。

A - Yes

3.2.2 Additional information (If 'Yes', please indicate the name(s) of the centre(s):

追加情報（「はい」と回答した場合、センターの名称を記入すること。）

・マレーシア・サバ州を拠点とする生物多様性・生態系保全のための持続可能な開発プロジェクト（SDBEC）を実施し、2013年にはボツワナ、パプアニューギニア、フィリピン、タンザニア、ベトナム、2014年にはカンボジア、インド、ケニア、ラオス、ミャンマー、スリランカ、タイ、ウガンダ、ベトナムから参加者を招き、第三国研修を実施した。

・琵琶湖を中心とする日本国内で、2012年にアルゼンチン、ブラジル、マラウイ、モロッコ、ミャンマー、ウガンダ、ジンバブエの環境保全実務者を対象に課題別研修「湖沼環境保全のための統合的湖沼流域管理」を実施した。

・釧路地域のラムサール条約湿地等を中心とする日本国内で、2012年にフィリピン、モンゴル、マレーシアの湿地環境又は生物多様性の保全に係わる実務者を対象に、課題別研修「ラムサール条約・生物多様性条約に係わる湿地の保全と利用」を、及び2013年にメキシコ、中国、マレーシア、コスタリカ、2014年にウガンダ、アルバニア、メキシコ、マレーシア、コスタリカの湿地環境または生物多様性の保全に係わる実務者を対象に、課題別研修「地域における湿地の生物多様性の保全と持続的利用」を実施した。

STRATEGY 3.3 International assistance. *Promote international assistance to support the conservation and wise use of wetlands, while ensuring that environmental safeguards and assessments are an integral component of all development projects that affect wetlands, including foreign and domestic investments.*

戦略 3.3 国際援助。 海外投資も国内投資も含めて、湿地に影響を及ぼす開発プロジェクトの全てについて、環境上の安全対策や影響評価がそれらの必須の構成要素となるようにするとともに、湿地の保全と賢明な利用を支援する国際援助を促進する。

3.3.1 [For Contracting Parties with a development assistance agency only ('donor countries')]: Has the agency provided funding to support wetland conservation and management in other countries? {3.3.1} KRA 3.3.i

[開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）に対して]

他国の湿地保全及び管理を支援するために、当該開発援助機関より資金拠出を行ったか。

A - Yes

3.3.1 Additional information (If 'Yes', please indicate the countries supported since COP11):

追加情報（「はい」と回答した場合、第 11 回締約国会議以降に援助を行った国を明記すること。）

- ・わが国政府はラムサール条約小規模無償基金等への任意拠出を実施している。任意拠出により援助を行った国名：ミャンマー（2013 年度）、ブータン（2013 年度、なおブータンに関しては 2012 年案件の追加支出）。
- ・技術協力をマレーシア、ベトナム、アルバニア、イラン、オマーン、コスタリカ、ウガンダに対して実施し、オマーンではラムサール条約登録第一号となる湿地登録の支援を行った。また、イランでは水質モニタリングやゾーニング等に加えて、廃棄物管理、下水排水管理等の総合的湿原管理に焦点を当てた技術協力を実施した。

3.3.2 [For Contracting Parties with a development assistance agency only ('donor countries')]: Have environmental safeguards and assessments been included in development proposals proposed by the agency? {3.3.2} KRA 3.3.ii

[開発援助機関を持つ締約国（ドナー国）に対して]

当該開発援助機関により提案される開発の案には環境保護措置及び環境影響評価が盛り込まれているか。

A - Yes

3.3.2 Additional information:

追加情報

JICA は事業の各段階において環境社会配慮が適切に行われるよう、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月策定）に基づき支援・確認を行っており、事業の形成・審査・実施段階においても、環境影響評価及びモニタリング等を行い、環境社会に配慮した適切な事業の実施に努めている。

3.3.3 [For Contracting Parties that have received development assistance only ('recipient countries')]: Has funding support been received from development assistance agencies specifically for in-country wetland conservation and management? {3.3.3}

[開発援助を受けた締約国に対して]

特に国内の湿地の保全と管理のために、開発援助機関からの資金援助を受けたか。

Z - Not applicable

3.3.3 Additional information (If 'Yes', please indicate from which countries/agencies since COP11):

追加情報（「はい」又は「数カ国」と回答した場合、第11回締約国会議以降援助を受けた国名を記入すること。）

.....

STRATEGY 3.4 Sharing information and expertise. *Promote the sharing of expertise and information concerning the conservation and wise use of wetlands.*

戦略 3.4 情報と専門技術の共有。湿地の保全を賢明な利用に関する専門技術と情報の共有を促進する。

3.4.1 Have networks, including twinning arrangements, been established, nationally or internationally, for knowledge sharing and training for wetlands that share common features? {3.4.1}

共通の特徴を持つ湿地に係る知識の共有及び研修のため、国内及び国際的な姉妹湿地連携を含めたネットワークが確立されているか。

A - Yes

3.4.1 Additional information (If 'Yes' or 'Partly', please indicate the networks and wetlands involved):

追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、該当するネットワークや湿地を明記すること。）

- ・ 釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原と豪州クーラガング湿地、谷津干潟と豪州ブーンドル湿地、藤前干潟と豪州ジーロン市の湿地等との姉妹湿地提携が実現している。
- ・ また、ICRI 東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略 2010 に基づき、東アジアでサンゴ礁保護区ネットワークの形成のためワークショップを開催している。また、ICRI の下で、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク (GCRMN) の活動に積極的に関わっている。
- ・ 日本は東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の推進に積極的に関わっており、近年では荒尾干潟が重要生息地ネットワークに新規に加入した。

3.4.2 Has information about your country's wetlands and/or Ramsar Sites and their status been made public (e.g., through publications or a website)? {3.4.2} KRA 3.4.iv

貴国の湿地及び/又はラムサール条約湿地、並びにそれらの湿地の現状に係る情報は公開されているか。(例 出版物、ウェブサイトを通じて)

A - Yes

3.4.2 Additional information:

追加情報

- ・『日本の重要湿地500』の情報を環境省が運営する『インターネット自然研究所』において、英語版を含め、一般公開している。
- ・また、湿地に関する情報を含む自然環境保全基礎調査の結果については『生物多様性情報システム(J-IBIS)』において一般公開している。
- ・ラムサール条約湿地の情報については、パンフレット及び環境省のウェブサイト上で一般公開している。
- ・釧路湿原、サロベツ原野、伊豆沼・内沼及び中海等の湿地において実施されている自然再生推進法に基づく自然再生事業の情報はパンフレットや関係省のウェブサイトにおいて掲載され、公開されている。

3.4.3 Has information about your country's wetlands and/or Ramsar Sites been transmitted to the Ramsar Secretariat for dissemination? {3.4.3} KRA 3.4.ii

広く情報が渡るよう、貴国の湿地及び/或いはラムサール条約湿地に係る情報は、条約事務局に伝達されているか。

A - Yes

3.4.3 Additional information:

追加情報

CEPA 活動の報告等を送付している。

STRATEGY 3.5 Shared wetlands, river basins and migratory species. Promote inventory and cooperation for the management of shared wetlands and hydrological basins, including cooperative monitoring and management of shared wetland-dependent species.

戦略 3.5 国境をまたぐ湿地・河川流域・移動性動物種。国境をまたぐ湿地に依存している生物種のモニタリングや管理の協力も含め、国境をまたぐ湿地や水文学的流域の目録作りや管理のための協力を促進する。

3.5.1 Have all transboundary wetland systems been identified? {3.5.1} KRA 3.5.i

すべての国境をまたぐ湿地は特定されたか。

Z - Not applicable

3.5.1 Additional information:

追加情報

3.5.2 Is effective cooperative management in place for shared wetland systems (for example, in shared river basins and coastal zones)? {3.5.2} KRA 3.5.ii

各国が共有する湿地（例えば、共有される河川流域や沿岸地帯）は、効果的に共同管理されているか。

Z - Not applicable

3.5.2 Additional information (If 'Yes' or 'Partly', please indicate for which wetland systems such management is in place):

追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、どの湿地にそのような管理が行われているのか明記すること。）

3.5.3 Does your country participate in regional networks or initiatives for wetland-dependent migratory species? {3.5.3} KRA 3.5.iii

貴国は湿地に依存する渡り性の種を対象とする地域的なネットワーク又はイニシアティブに参加しているか。

A - Yes

3.5.3 Additional information:

追加情報

東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップを積極的に推進している。

また、我が国は米国、オーストラリア、中国及びロシアとの間で二国間渡り鳥等保護条約・協定を締結しており、この枠組みの下で渡り鳥保全のための情報交換や共同調査を行っている。また、韓国との間でも、日韓環境保護協力協定に基づき、渡り鳥の保全等に係る協力を行っている。

GOAL 4. IMPLEMENTATION CAPACITY

目標 4. 実行能力

Note: in 'free-text' boxes please do not use double quotes “ ”: use single quotes ‘ ’ instead.
 注記：記載欄(回答欄)にダブル・クォーテーションマーク “ ” は使用しないこと。代わりにシングル・クォーテーションマーク ‘ ’ を使用して下さい。

STRATEGY 4.1 CEPA. Support, and assist in implementing at all levels, where appropriate, the Convention's Communication, Education, Participation and Awareness Programme (Resolution X.8) for promoting the conservation and wise use of wetlands through communication, education, participation and awareness (CEPA) and work towards wider awareness of the Convention's goals, mechanisms, and key findings.

戦略 4.1 交流、教育、参加、普及啓発(CEPA)。湿地の保全と賢明な利用を交流・教育・参加・普及啓発を通じて促進するために、条約の CEPA プログラム(決議 X8)の適切な実施を全てのレベルで支援し協力する。また、条約の最終目標や仕組み、主要な発見などについての広範な啓発に取り組む。

4.1.1 Has an action plan (or plans) for wetland CEPA been established? {4.1.1} KRA 4.1.i

湿地の CEPA のための行動計画は確立しているか。

- a) At the national level
国家レベル
- b) Sub-national level
地方レベル
- c) Catchment/basin level
集水域/流域レベル
- d) Local/site level
地域/個々の湿地レベル

(Even if no CEPA plans have been developed, if broad CEPA objectives for CEPA actions have been established, please indicate this in the Additional information section below)

(もし、CEPA 計画が策定されていないとしても、CEPA 行動のための広範な CEPA の目的が設立された場合には、下記追加的実施情報欄に明示すること。)

- a) A - Yes
- b) C - In progress
- c) C - In progress
- d) C - In progress

4.1.1 Additional information (If 'Yes' or 'In progress' to one or more of the four questions above, for each please describe the mechanism, who is responsible and identify if it has involved CEPA NFPs):

追加情報 (上記の4つの問いのうち一つ以上「はい」又は「進行中」と回答をした場合、その各々につき仕組みや責任者が誰であることを記載するとともに CEPA NFP の関与があるかどうかを特定すること。)

- a) に関して、2012 年に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」中の関連記載が相当する。当該記載には、政府の CEPA NFP (環境省) の関与が明記されている。
- b) に関して、各自治体において策定された「環境総合計画」や「生物多様性地域戦略」中に関連記載がなされている場合がある。
- c) に関して、釧路湿原自然再生協議会の再生普及小委員会で作成された「釧

路湿原自然再生普及行動計画」が相当する。

- ・ d) に関して、各々の自然再生協議会において作成された「上サロベツ自然再生普及行動計画」、並びに「石西礁湖自然再生マスタープラン」、「石西礁湖自然再生全体構想」、「中海自然再生全体構想」及び「伊豆沼・内沼自然再生全体構想」中の関連記載が相当する。

4.1.2 How many centres (visitor centres, interpretation centres, education centres) have been established? {4.1.2} KRA

4.1.ii センター(ビジターセンター/インタープリテーションセンター/教育センター)はいくつ設置されているか。

a) at Ramsar Sites

ラムサール条約湿地内

b) at other wetlands

上記以外の湿地内

- a) more than 30centres
b) xxx centres

4.1.2 Additional information (If centres are part of national or international networks, please describe the networks):

追加情報 (センターが国または国際ネットワークの一環である場合、ネットワーク名を記載すること。)

- ・ 2012年に濤沸湖に水鳥・湿地センターが開館した。
- ・ 鶴岡市が2012年に大山上池・下池の隣接地に自然学習交流館「ほとりあ」を開設した。

4.1.3 Does the Contracting Party:

締約国は、

a) promote stakeholder participation in decision-making on wetland planning and management

湿地の計画及び管理に関し、その意思決定に利害関係者の参加を促進しているか。

b) specifically involve local stakeholders in the selection of new Ramsar Sites and in Ramsar Site management?

特に新規のラムサール条約湿地の選定やラムサール条約湿地の管理に地域の利害関係者を関与させているか。

a) C - Partly

b) C - Partly

{4.1.3} KRA 4.1.iii

4.1.3 Additional information (If 'Yes' or 'Partly', please provide information about the ways in which stakeholders are involved):

追加情報 (「はい」又は「一部」と回答した場合は、利害関係者の関与のあり方について情報を提供すること)

- ・ 特に水田を有するラムサール条約湿地等では、地域の住民の方々の生計と湿地の保全及びワイズユースが密接な関係にあり、そういった方々が主体とな

る湿地管理のあり方を模索する必要がある。蕪栗沼・周辺水田では、実際に、地元の大崎市を中心に湿地管理のあり方が検討されているところである。

- ・釧路湿原をはじめとする河川、湿地、干潟等で組織されている自然再生協議会では、行政・専門家・NPO・地域住民等の多様な主体の参画により全体構想及び実施計画を策定した上で、事業を実施している。

4.1.4 Has an assessment of national and local training needs for the implementation of the Convention been made?

{4.1.4} KRAs 4.1.iv & 4.1.viii

条約の履行のための国家及び地域レベルでの研修の必要性について評価を行ったか。

B - No

4.1.4 Additional information:

追加情報

4.1.5 How many opportunities for wetland site manager training have been provided since COP11? {4.1.5} KRA 4.1.iv

第11回締約国会議以降、湿地管理者を対象として何度研修を行ったか。

a) at Ramsar Sites

ラムサール条約湿地内

b) at other wetlands

上記以外の湿地内

Number of opportunities:

a) more than 5

b) xxx

4.1.5 Additional information (including whether the Ramsar Wise Use Handbooks were used in the training):

追加情報 (ラムサール条約賢明な利用のためのハンドブックが研修で使用されたかどうかの情報を含む)

- ・北海道ラムサールネットワークでは、年次総会に併せて講演会やワークショップ、エクスカージョンを行い、湿地管理者の研修に務めている。また、子ども交流会を開催する中で、インタープリテーションやCEPAに関する技術交流も行なっている。例えば、2012年度総会では、記念講演会「ラムサール登録湿地のこれから」、北海道における湿地と文化ワークショップ、子ども交流会などが行われた。また、2013年度総会では、記念講演会「雨竜沼を守る木道のすき間」、北海道における湿地と文化ワークショップ、子ども交流会などが行われた。
- ・ラムサール条約登録湿地関係市町村連絡会議では、およそ年に一度の頻度で、市町村長も参加するラムサール条約湿地等の保全管理に関する研修会(学習・交流会)を開催している。

4.1.6 Do you have an operational cross-sectoral National Ramsar/Wetlands Committee or equivalent body? {4.1.6} KRA 4.3.v

国内でラムサール条約湿地又は湿地に係る分野横断的な委員会又は同等の機関が運営されているか。

A - Yes

4.1.6 Additional information (If 'Yes', indicate a) its membership; b) number of meetings since COP11; and c) what responsibilities the Committee has):

追加情報（「はい」と回答した場合は、a) 会員資格 b) 第11回締約国会議以降の会議の回数 c) 委員会の責務を記入すること。）

ラムサール条約推進国内連絡会議が相当する。

- a) 関係省庁、関係地方自治体及び日本国際湿地保全連合（NGOのCEPA NFP）の各代表者
- b) 0回
- c) ラムサール条約の実施に係る情報交換

4.1.7 Are other communication mechanisms (apart from a national committee) in place to share Ramsar implementation guidelines and other information between the Administrative Authority and:

条約の実施のための指針やその他の情報を共有するための条約の管理当局と下記の機関との間でのその他の意思疎通の仕組み（国内委員会以外）が構築されているか。

- a) C - Partly
- b) A - Yes
- c) A - Yes

a) Ramsar Site managers

ラムサール条約の湿地管理者

b) other MEA national focal points

その他の多国間環境協定の中央連絡先

c) other ministries, departments and agencies {4.1.7} KRA 4.1.vi

その他の省庁、部署、機関

4.1.7 Additional information (If 'Yes' or 'Partly', please describe what mechanisms are in place):

追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合は、どのような仕組みが実施されているのかを記載すること。）

- a: ラムサール条約登録湿地関係市町村会議の窓口を通じてラムサール条約湿地を有する市町村担当者との情報共有を行っている。
- b: 外交当局であり多国間環境協定全般の中央連絡先となっている外務省と、適宜情報を共有しているほか、必要に応じて協議・調整を行っている。
- c: ラムサール条約関係省庁連絡会議を設置し、当該会議を通じて情報共有を行っている。

4.1.8 Have Ramsar-branded World Wetlands Day activities (whether on 2 February or at another time of year), either government and NGO-led or both, been carried out in the country since COP11? {4.1.8}

第 11 回締約国会議以降、ラムサール条約の世界湿地の日（2月2日又はその他の日）に関する活動が、政府又は NGO の主導により、あるいはその双方により実施されたか。

A - Yes

4.1.8 Additional information:

追加情報

- ・環境省及び NGO の協働でラムサール条約の世界湿地の日のキットを紹介した。
- ・2014 年の世界湿地の日には「湿地と農業 – 水田の生物多様性を育む取組」と題する記念シンポジウムを関係省及び NGO 等により共催した。

4.1.9 Have campaigns, programmes, and projects (other than for World Wetlands Day-related activities) been carried out since COP11 to raise awareness of the importance of wetlands to people and wildlife and the ecosystem benefits/services provided by wetlands? {4.1.9}

人間や野生生物にとっての湿地の重要性や、湿地によりもたらされる生態系の恩恵/サービスについて普及啓発するため、キャンペーン、プログラムまたは事業（世界湿地の日に関係する活動以外）が第 11 回締約国会議以降実施されたか。

A - Yes

4.1.9 Additional information (If these and other CEPA activities have been undertaken by other organizations, please indicate this):

追加情報（上記又はその他の CEPA 活動が他の機関により行われた場合には、これを明記すること。）

- ・ラムサール条約第 5 回締約国会議の釧路市での開催から 20 周年を記念するシンポジウムを 2013 年 7 月に開催した。
- ・ラムサール条約事務局長来日を記念するシンポジウムを 2014 年 4 月に開催した。
- ・パンフレット、ポスター及び DVD を作成した。
- ・6 月の環境月間に毎年開催されているイベント「エコライフフェア」において「湿地の恵み展～ラムサール条約湿地の観光と物産」と題するブースを出展した。
- ・関係省や地方自治体、地域の小学校、NGO 等により各種自然観察会や森林教室、シンポジウム等を開催した。

STRATEGY 4.2 Convention financial capacity. *Provide the financial resources necessary for the Convention's governance, mechanisms and programmes to achieve the expectations of the Conference of the Contracting Parties, within the availability of existing resources and by the effective use of such resources; explore and enable options and mechanism for mobilization of new and additional resources for implementation of the Convention.*

戦略 4.2 条約の財務能力。条約運用や仕組み、プログラムの実施が締約国会議の期待を果たせるよう、必要な予算を利用可能な既存の財政資源を効果的に用いることによって確保する。条約履行のための新たな資金を結集するための選択や仕組みを探求し実現する。

4.2.1

a) Have Ramsar contributions been paid in full for 2012, 2013 and 2014? {4.2.1} KRA 4.2.i

ラムサール条約への拠出金は 2012 年、2013 年、2014 年において、全額支払われたか。

A - Yes

b) If 'No' in 4.2.1 a), please clarify what plan is in place to ensure future prompt payment:

4.2.1 の a) で「いいえ」の場合今後の速やかな支払いを確約するための計画を明記すること。

日本は 2012 年、2013 年、2014 年にラムサール条約の拠出金を全額支払った。なお、拠出額は 2012 年 611,363 スイスフラン、2013 年 529,954 スイスフラン、2014 年 528,668 スイスフラン(2014 年の拠出金は 81,409 スイスフランを 3 月に拠出し、残りは今後支払い予定)。

4.2.2 Has any additional financial support been provided through voluntary contributions to non-core funded Convention activities? {4.2.2} KRA 4.2.i

ラムサール小規模基金又はその他の非基本基金条約の活動に対して任意の拠出金を通じて、追加の資金援助を行ったか。

A - Yes

4.2.2 Additional information (if 'Yes' please state the amounts, and for which activities):

追加情報（「はい」と回答した場合、金額を記入すること。）

2013 年にミャンマー案件に 41,535 スイスフランを供出し、ブータン案件に 9,957 スイスフランを追加拠出した。

STRATEGY 4.3 Convention bodies' effectiveness. *Ensure that the Conference of the Contracting Parties, Standing Committee, Scientific and Technical Review Panel, and Secretariat are operating at a high level of efficiency and effectiveness to support the implementation of the Convention.*

戦略 4-3 条約の機関の効果。締約国会議、常設委員会、科学技術検討委員会、ならびに条約事務局が、条約履行を支えるために極めて効果的に運営されているようにする。

4.3.1 Have you (AA) used your previous Ramsar National Reports in monitoring implementation of the Convention? {4.3.1} KRA 4.3.ii

条約の履行状況のモニタリングを行う際に、前回のラムサール条約国別報告書を利用したか。

A - Yes

4.3.1 Additional information (If 'Yes', please indicate how the Reports have been used for monitoring):

追加情報（「はい」又は「一部」と回答した場合、報告書をモニタリングにどのように利用したのか記載する。

前回の記載内容との比較検討。

STRATEGY 4.4 Working with IOPs and others. Maximize the benefits of working with the Convention's International Organization Partners (IOPs*) and others.

戦略 4.4 国際団体パートナー(IOP)等との協働。条約の国際団体パートナー(IOP)等と協働することによる利益を最大にする。

* The IOPs are: BirdLife International, the International Water Management Institute (IWMI), IUCN (International Union for Conservation of Nature), Wetlands International, and WWF International.

* 国際団体パートナー(IOP)とは：バードライフ・インターナショナル、国際水管理研究所(IWMI)、国際自然保護連合(IUCN)、国際湿地保全連合(WI)、世界自然保護基金(WWF International)

4.4.1 Has your country received assistance from one or more of the Convention's IOPs in its implementation of the Convention? {4.4.1} KRA 4.4.iii

条約の実施に際して、一つ又は複数の条約の国際団体パートナーからの支援を受けたか。

A - Yes

4.4.1 Additional information (If 'Yes' please name the IOP (or IOPs) and the type of assistance received):

追加情報（「はい」と回答した場合、国際団体パートナーの名称及び受けた援助の種類を明記すること。）

国際湿地保全連合（WI）及びバードライフ・インターナショナル（BLI）によるアジア水鳥センサス（AWC）の実施及びその情報提供により、基準6の水鳥個体群の個体数1%及び水鳥個体数の変動を確認している。

4.4.2 Has your country provided assistance to one or more of the Convention's IOPs? {4.4.2} KRA 4.4.iii

貴国は一つ又は複数の条約の国際団体パートナーに支援を行っているか。

A - Yes

4.4.2 Additional information (If 'Yes' please name the IOP (or IOPs) and the type of assistance provided):

追加情報（「はい」と回答した場合、国際団体パートナーの名称及び提供した援助の種類を明記すること。）

- 我が国は 1995 年に WI に加入しており、毎年メンバーシップ分担金を支払い、現在政府として最大出資国となっている。
- 我が国は 1995 年に国家会員として IUCN に加盟しており、毎年会費 (membership fee) を拠出していることに加え、政府機関会員として環境省が別途分担金を拠出している。また、東アジア保護地域行動計画の実行を推進するため、当該プロジェクトに対して任意拠出している。